



令和3年度税制改正大綱について

2020年12月
日本証券業協会

1. 証券界要望の結果について

【「国際金融都市」としての地位向上のための税制措置】

要望項目(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果(○は実現)
金融人材、資金、情報が集積する「国際金融都市」としての地位向上のため、海外金融機関等の受入に係る環境整備に資するための税制措置を講じること	○

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

わが国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、諸課題の解決を図る一環として、以下の税制上の措置を講ずる。

① 法人課税

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする。〈5年間の時限措置〉

② 相続税

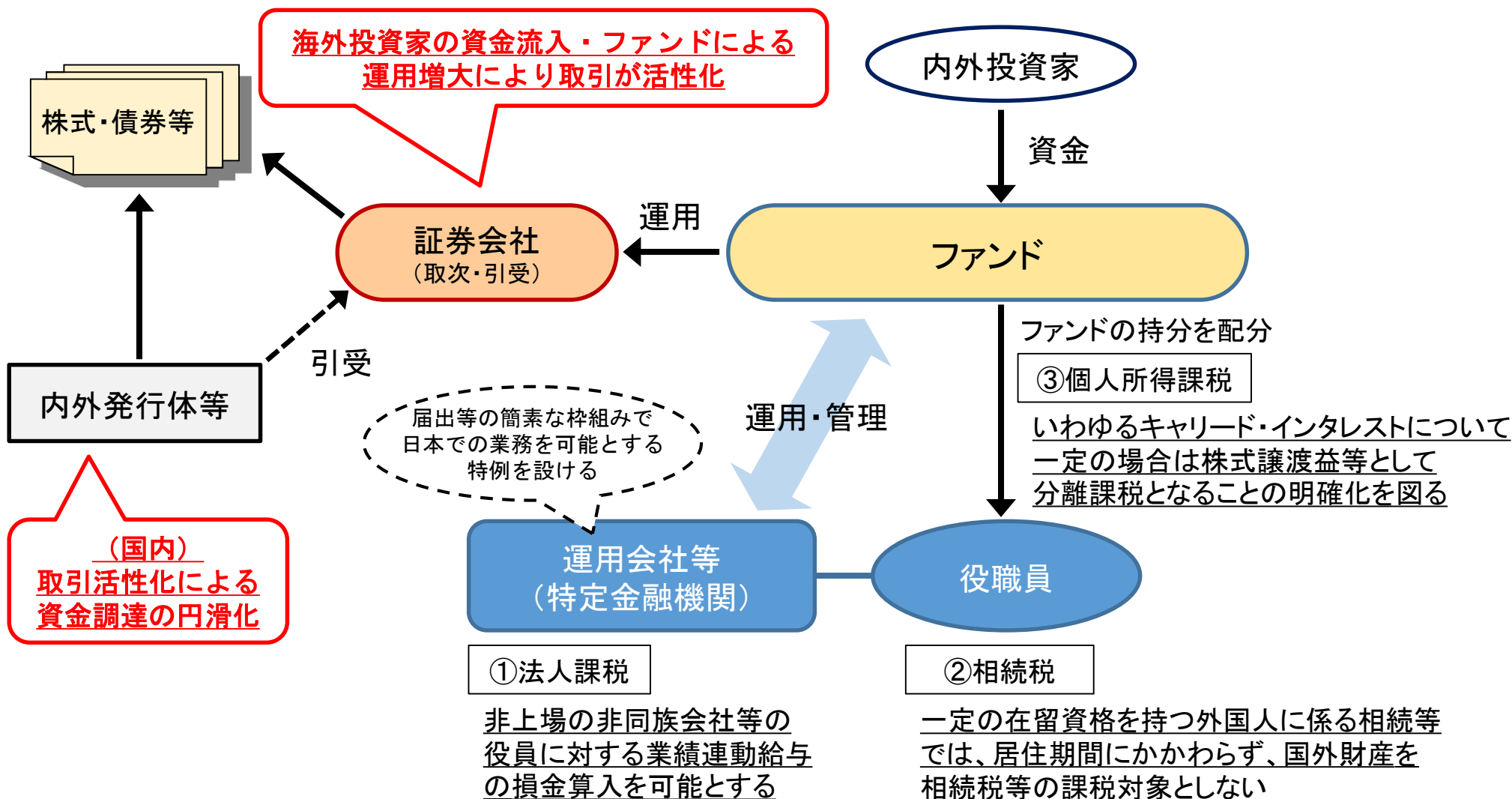
高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととする。

③ 個人所得課税

ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド(株式譲渡等を事業内容とする組合)からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリド・インタレスト)について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役務提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行う。その際、ファンドマネージャーによる申告の利便性・適正性を確保するため、金融庁において所要の対応を講ずる。

1. 証券界要望の結果について

(参考)「国際金融都市に向けた税制上の措置」のイメージ



1. 証券界要望の結果について

【「国際金融都市」としての地位向上のための税制措置(総合取引所関連)】

要望項目(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果(○は実現)
デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること	 (長期検討事項)

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。

(参考)令和2年度税制改正大綱

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

1. 証券界要望の結果について

(参考)デリバティブ取引の意義

リスクヘッジ

相場下落局面でも、保有株式の価格下落のリスクヘッジ可能

【例：株価指数先物の売建て】※

先物の売建てを行うことにより保有株式の損失が相殺され、損失を低減させることができる。

例：所有する株式の価格が現在10,000円で、今後下落する可能性があるが株式を売却したくない場合

リスクヘッジをする

先物を10,000円で売り建てる。

リスクヘッジをしない

その後、株価が8,000円になる

現物株式
8,000円－10,000円＝－2,000円〔損失〕
先物
10,000円－8,000円＝2,000円〔利益〕

損益ゼロ

現物株式
8,000円－10,000円＝－2,000円〔損失〕

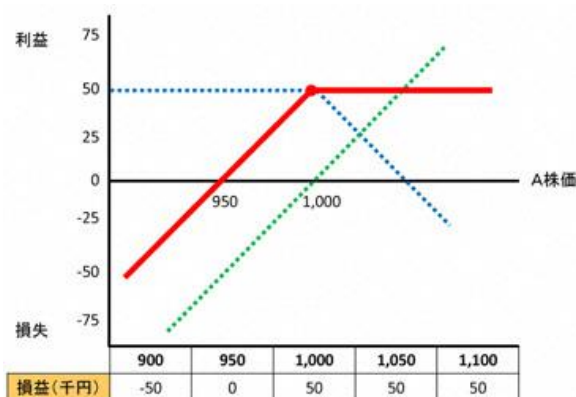
2,000円
損失

安定的収益の確保

相場が停滞した場合でも、追加的な利益を得ることが可能

【例：カバード・コール戦略】※

有価証券の買い＋コールの売り。相場が停滞しても、オプションのプレミアムにより追加的な利益を得ることができる。



多様な資産への投資

多様な資産への投資により、リスク分散可能

【例：商品先物】※

金・銀・白金、ゴム、農産物などの商品先物を通じて、多様な資産への投資を行い、リスク分散を行うことができる。



※図・画像の出所：日本取引所グループウェブサイト

- ✓ 個人的投資家のリスク許容度が高まり、リスクマネー供給に資する
- ✓ 個人投資家の安定的収益の確保に役立ち、個人の資産形成に資する
- ✓ 取引所における投資対象資産の品揃えを拡大し、商品先物取引を活性化することで、取引所の国際的地位の向上が期待できる

1. 証券界要望の結果について

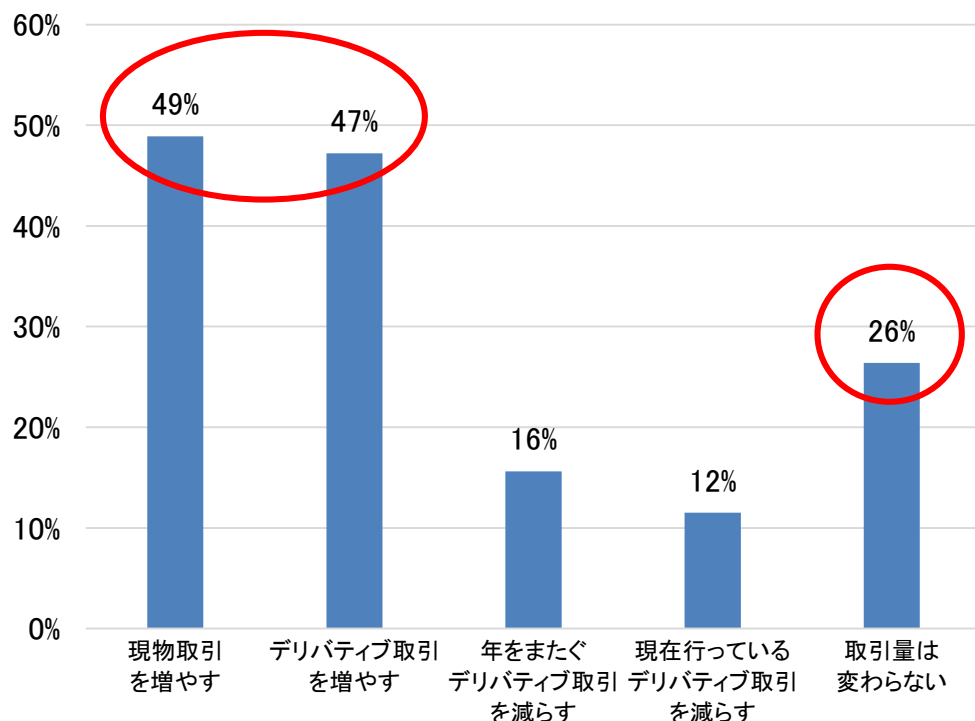
(参考)デリバティブ取引に関する個人投資家の意識調査

※調査対象者3,000人のうち、
有価証券デリバティブ個人投資家417人(日本証券業協会調べ)

時価評価課税を導入してデリバティブ取引との 損益通算が可能となった場合の投資意向

⇒時価評価課税を導入しても、多くの個人投資家は
取引を増やす(又は、取引量は変わらない)と回答。

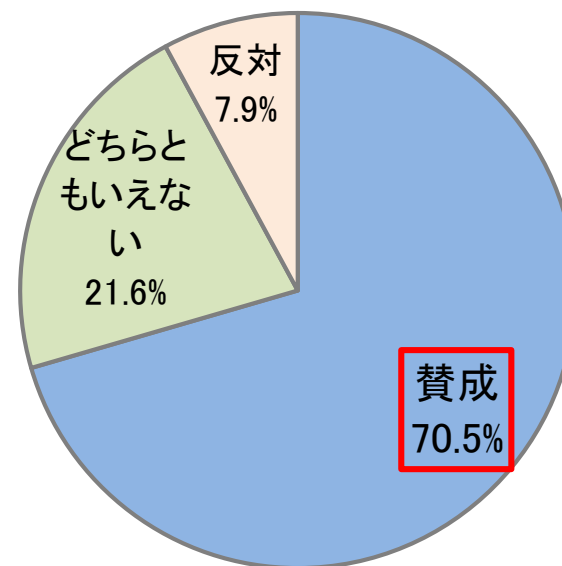
有価証券デリバティブ個人投資家の投資意向(複数回答)



デリバティブ取引との損益通算 (時価評価課税)が措置されることへの賛否

⇒多くの個人投資家(7割超)は、賛成と回答
(反対は、8%弱)。

有価証券デリバティブ個人投資家



※個別証券会社の顧客へのヒアリング(20名)によれば、
その全員がデリバティブ取引との損益通算
(時価評価課税)が措置されることに賛成と回答。

1. 証券界要望の結果について

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等に係る税制措置】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果（○は実現）
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること	○

<税制改正大綱における記載の概要>

「第二 令和3年度税制改正の具体的内容」をもとに日証協作成

① 一定の手続書類の書面による提出に代えて、金融機関の営業所等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。

【対象となる制度等】

一 2 (1) 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度、(2) 公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面、(3) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度、(6) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

五 2 (1) 振替国債等の利子の課税の特例等、(2) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例、(3) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例、(4) 条約届出書等の提出手続

② 金融機関の営業所等の長が一定の手続書類の写しを作成し、当該書類の写しを保存することに代えて、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存できることとする。

【対象となる制度等】

一 2 (1) 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度

五 2 (1) 振替国債等の利子の課税の特例等、(2) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例、(3) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例

③ 一定の手続書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。

【対象となる制度等】

一 2 (6) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等、(7) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）、(8) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）

1. 証券界要望の結果について

(参考) 税務手続等のオンライン化が措置された書類の例

電磁的方法による提出が可能とされた書類	
マル優・特優	(特別)非課税貯蓄申込書、(特別)非課税貯蓄申告書、(特別)非課税貯蓄限度額変更申告書、(特別)非課税貯蓄に関する資格喪失届出書、(特別)非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書、(特別)非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書、(特別)非課税貯蓄に関する異動申告書、(特別)非課税貯蓄廃止申告書、(特別)非課税貯蓄者死亡届出書、(特別)非課税貯蓄相続申込書
財形	財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額変更申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄に関する異動申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の(特別)国内勤務申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄廃止申告書、財産形成非課税年金貯蓄の非課税適用確認申告書、財産形成非課税年金貯蓄者の退職等申告書、一回に支払を受ける年金の額を記載した書面、事業譲渡等に関する書類、退職等に関する通知書、財産形成年金貯蓄者の退職等申告書に記載した氏名等に変更があった場合の届出書
その他	【公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面】 公社債等の利子等の非課税申告書、国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書、金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書、公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書 【振替国債等の利子の課税の特例等】 非課税適用申告書等、組合等届出書等及び組合契約書等の写し、適格外国仲介業者の承認申請書、適格口座管理機関の承認申請書、民間国外債等の利子の課税の特例における非課税適用申告書 【外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例】 非課税適用申告書等(国内金融機関等又は金融商品取引清算機関に対する書面) ※ 書類の写しの保存に代えて電磁的記録の保存も可能に 【外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例】 非課税適用申告書等(特定金融機関等に対する書面) ※ 書類の写しの保存に代えて電磁的記録の保存も可能に 【条約届出書等の提出手続】 源泉徴収義務者等に対する書面

1. 証券界要望の結果について

(参考) 税務手続等のオンライン化が措置された書類の例

電磁的方法による提出を行う場合に住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要とされた書類	
NISA	金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、 未成年者口座非課税口座間移管依頼書、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書、 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書
ジュニア NISA	未成年者口座廃止届出書、未成年者口座内上場株式等移管依頼書、 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座移管依頼書
特定口座	特定口座源泉徴収選択届出書、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書、特定管理口座開設届出書、 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書、 営業所の移管又は勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書、源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書

(参考)証券界要望ではないものの デジタル化に深く関係すると思われる項目

措置項目

税務関係書類における押印義務の見直し

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

2. デジタル社会の実現

(2) 納税環境のデジタル化

① 税務関係書類における押印義務の見直し

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの削減や、感染症の感染拡大により、あらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負担軽減のため、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務を廃止する。また、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、国税と同様、押印義務を廃止する。

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

七 納税環境整備

1 税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

(1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

(2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(注1) 国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。

(注3) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

(参考)証券界要望ではないものの デジタル化に深く関係すると思われる項目

措置項目

e-Taxによる申請等の方法の拡充

クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

七 納税環境整備

9 その他

(3) e-Taxによる申請等の方法の拡充

税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録(いわゆる「イメージデータ」)を送信することにより行うことができることとする。

(注1) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に行う申請等について適用する。

(注2) 上記の改正の趣旨を踏まえ、上記の申請等については、施行日前においても、運用上、上記により行うことができることとする。

(注3) 政府全体として行政手続のデジタル化の推進を図る観点から、上記の改正と併せて、e-Taxとマイナポータル等のシステム連携による申告利便等の更なる向上に取り組む。

(5) クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等(国税庁長官の定める基準に適合するものであることについてそのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限る。以下同じ。)に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項(以下「記載情報」という。)を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとするほか、所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の届出及び国税庁長官の認定に関する手続については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

(注2) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に提出する支払調書等について適用する。

(注3) 上記の改正と併せて、クラウド等に記録された支払調書等の記載情報を納税者が活用するための対応を運用上行う。

1. 証券界要望の結果について

【世代間の資産承継を円滑にするための税制措置】

要望項目(証券界要望のうち財務金融部会重点要望に掲げられたもの)	結果(○は実現)
＜物納手続の要件緩和＞ 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする	 (長期検討事項)

【物納の要件】

1. 延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること
2. 物納申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

3. 『物納申請書』及び『物納手続関係書類』を期限までに提出すること

相続税物納申請書、物納財産目録、金銭納付を困難とする理由書、物納手続関係書類(振替株式等の所有者の振替口座簿の写し)

4. 物納申請財産が物納に充てることができる財産であること

1. 証券界要望の結果について

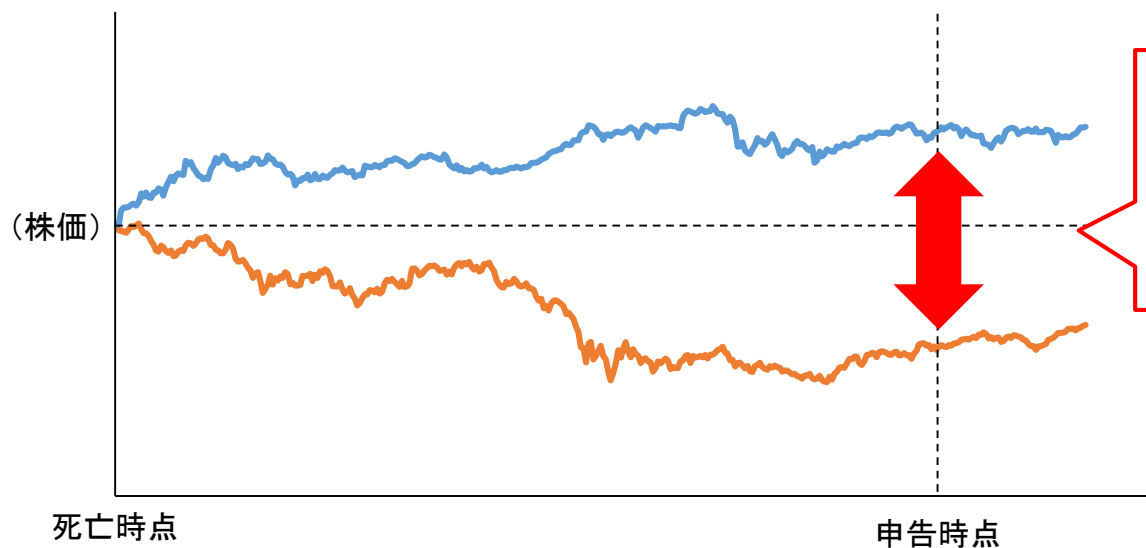
要望項目(証券界要望に関連する財務金融部会重点要望)

結果(○は実現)

<相続税評価方法等の見直し>

相続財産となった上場株式等は、相続時の時価で評価されるため、相続人が納付を行うまでの価格変動リスクを負う仕組みとなっている
こうした納付までの価格変動リスクを回避するために申告時の時価で相続税評価を行う方法に見直すこと

×



死亡時点の時価ではなく、株価の上下落にかかわらず、相続人が売却可能な申告時点の時価を評価額とすれば、相続人が価格変動リスクを負うことはない

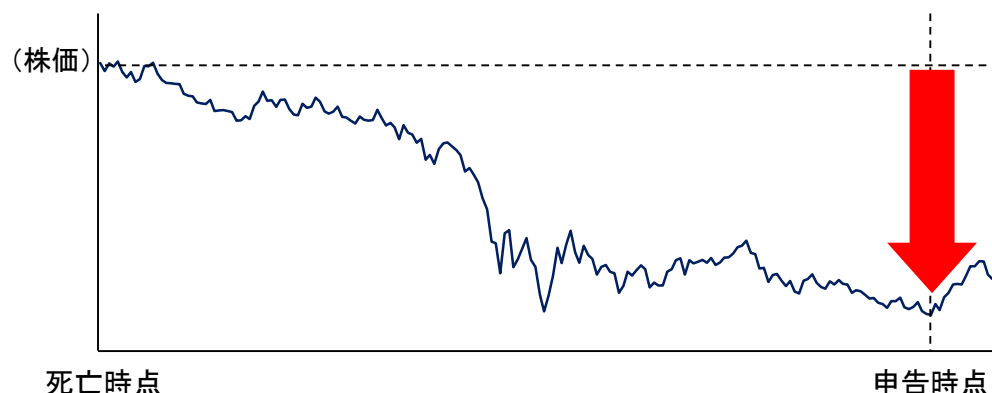
相続発生時には上場していたものの相続手続き中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いが合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)

⇒ 市場監視体制が整っている現状では、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれは極めて低い

1. 証券界要望の結果について

(参考) 日証協要望

急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式及び公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

- 相続発生時には上場していたものの相続手続き中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いが合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)
- このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか

(注) 我が国の相続税制度の基本的な考え方を踏まえつつ、申告時点で評価を行うこととすることも検討課題

【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

1. 証券界要望の結果について

【家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置】

要望項目(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果(○は実現)
確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること ・ <u>拠出限度額の見直し(特に第2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること)</u> ・ マッチング拠出の弾力化 ・ 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること ・ 中途引出要件の緩和 ・ 老齢給付金の受給要件の緩和 ・ 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること	下線部 ○ それ以外 △ (長期検討事項)

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

4 その他

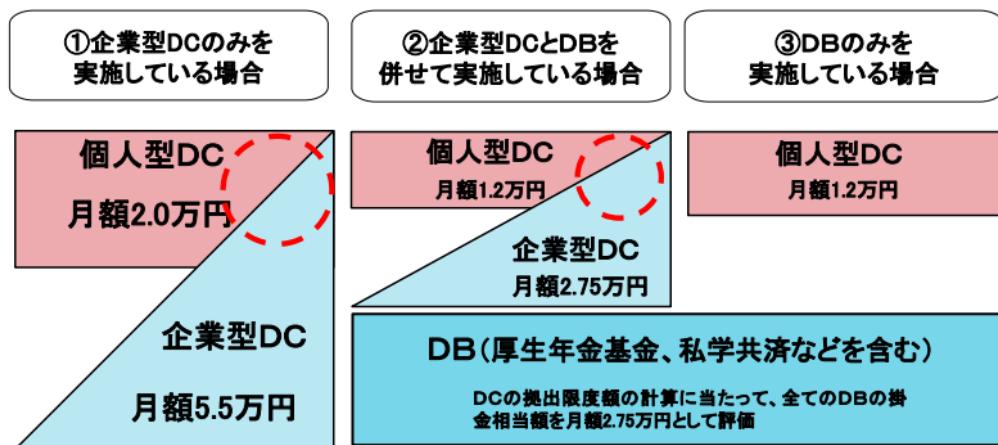
(2) 確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

- ① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額(現行:月額1.2万円)を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。

1. 証券界要望の結果について

(参考) 拠出限度額の見直しのイメージ

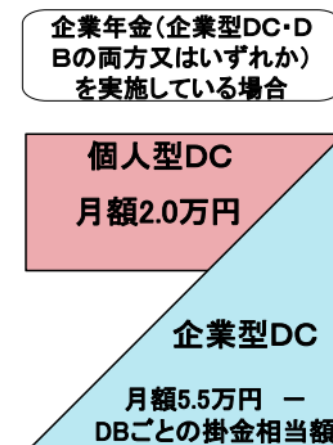
【現行】



企業型DC加入者の
個人型DC加入の要
件緩和は法律事項

拠出限度額の金額
自体は政令事項
(DBの評価も政令
事項)

【見直しの一例 (DBごとの掛金額の実態を反映後)】



- ※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。
- ※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したもの。

(出所)第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2020年7月9日)資料

1. 証券界要望の結果について

【市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置】

要望項目(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果(○は実現)
源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いについて、確定申告を行う場合と整合的なものとする	○

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

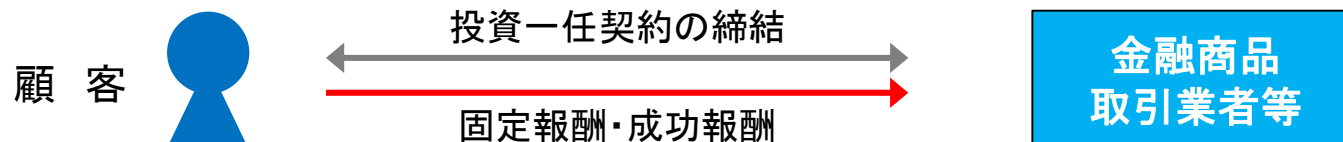
一 個人所得課税

2 金融・証券税制

(6) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置を講ずる。

③ 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できることとする。

(参考)源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いに係る措置の概要



【改正前】

源泉徴収税額の計算時に固定報酬・成功報酬の金額が費用計上できるかが不明確
(別途、顧客が確定申告を行えば、費用計上可能)



【改正後】

源泉徴収税額の計算時に固定報酬・成功報酬の金額を必要経費に算入できることが明確化された

1. 証券界要望の結果について

【市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置】

要望項目(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果(○は実現)
外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券の範囲の拡充を図ること	○ (延長)
外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること	× {拡充}

＜税制改正大綱における記載(抜萃)＞ ※は日証協追記

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

五 国際課税

2 クロスボーダー取引に係る利子等の課税の特例等における非課税適用申告書等の電子提出等

(2) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を**3年延長**する。

① 非課税適用申告書等の国内金融機関等又は金融商品取引清算機関に対する書面による提出について、上記(1)①と同様の措置(※)を講ずる。 ※書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供

② 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関による上記①の書類の写しの作成及び当該書類の写しの保存について、上記(1)③と同様の措置(※)を講ずる。 ※電磁的記録の作成・保存

(3) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、次の措置を講じた上、特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を**2年延長**する。

① 非課税適用申告書等の特定金融機関等に対する書面による提出について、上記(1)①と同様の措置を講ずる。

② 特定金融機関等による上記①の書類の写しの作成及び当該書類の写しの保存について、上記(1)③と同様の措置を講ずる。

1. 証券界要望の結果について

【その他の税制措置】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果（○は実現）
投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること	○ (2年延長)
上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること	○
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合に導管性要件を緩和する等、所要の措置を講じること	×
中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること	×

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

4 その他

(16) 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加する。

(注) 上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。

二 資産課税

5 租税特別措置等

(5) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(35) 信託会社等が投資信託により取得した一定の不動産及び投資法人が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

措置項目

自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置

<税制改正大綱における記載(抜萃)>

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(2) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

企業間の国際競争が激化する中、産業構造の変革を更に推進するため、事業ポートフォリオの見直しなど、企業価値向上のための事業再編が重要な課題である。このため、企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税の繰延措置を講ずる。

その際、自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価を一定程度認めるとともに、期限の定めのない措置とする。

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

三 法人課税

2 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする(所得税についても同様とする。)

(注1) 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(注2) 株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える(株式交換及び株式移転についても同様とする。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。

(注3) 外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る。

2. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

【年金課税のあり方の検討】

第一 5. (2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方(抜萃)

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている。

こうした観点から、拠出段階の課税については、例えばイギリスやカナダにおける各種私的年金の共通の非課税拠出限度枠なども参考に、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指し、議論を具体化していく段階にきている。また、給付段階の課税について、給付が一時金払いか年金払いによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないこと、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘がある。雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要がある。

こうした課題については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しを目指す必要があるが、これに対応するため、例えば従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論がある。拠出段階においては、私的年金共通の非課税拠出額を設定してこの勘定に拠出することで、働き方によって有利・不利が生じない仕組みとするとともに、給付段階においては、退職金からもこの勘定に非課税で拠出できるようにし、この勘定からの受給の際の課税を統一することにより課税の中立・公平を図ろうとするものである。こういった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案を精力的に検討する。その際には、私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、丁寧な検討を行っていくことが重要である。

【金融所得に対する課税のあり方の検討】 ※令和2年度税制改正大綱から変更なし

第一 5. (2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方(抜萃)

なお、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

2. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

【相続税のあり方の検討】

第一 5. (3)－② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討(抜萃)

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。